

# 2022年度第1回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会

## 議事要旨

---

### 【開催概要】

日時：2022年5月26日（木）18：00～19：30

会場：市庁舎 第1委員会室

### 【議事次第】

- 1 開会
- 2 委員紹介・事務局紹介
- 3 議題
  - (1) 子どもの権利に関する条例の概要・他市の状況について（資料1～2）
  - (2) 検討スケジュール・検討事項の確認について（資料3）
  - (3) アンケート・ヒアリングについて（資料4）
- 4 その他
- 5 閉会

### 【配布資料】

- 資料1 子ども権利に関する条約・条例の概要と条例に関する動向
- 資料2 他自治体における子どもの権利に関する条例の要素の比較
- 資料3 2022年度 町田市子ども・子育て会議 年間スケジュール
- 資料4 「(仮称) 子どもにやさしいまち条例」についてのアンケート調査 実施概要（案）
- 参考資料1 東京都子ども基本条例
- 参考資料2 町田市子ども憲章
- 参考資料3 子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）
- 参考資料4 ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」町田市（2021年1月時点）

参考資料5 「『ユニセフ日本型子どもに やさしいまちづくり事業』正式開始イベント」  
について

参考資料6 子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）2021年度取り組み内容  
及び自己評価結果について

2022年度第1回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会 委員出席者

（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会 委員

氏名	所属	出欠
◎吉永 真理	昭和薬科大学	出
菅野 幸恵	青山学院大学	出
吉川 由里	法律事務所たいとう	出
叶内 昌志	町田市社会福祉協議会	出
松井 大輔	町田商工会議所	欠
渡邊 蔵之介	市民	出
福田 麗	町田市青少年委員の会	出
柴田 初菜	さがまち学生Club	出
堀越 彩珠	子どもセンターただON子ども委員会	出

◎：部会長

備考：傍聴者（0名）

2022年度第1回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会 事務局出席者

氏 名	所 属
大坪 直之	子ども総務課
早出 満明	児童青少年課
江藤 利克	子ども家庭支援センター
石田 一太郎	市民協働推進課
深沢 光	福祉総務課
高田 正人	教育総務課
西久保 陽子	生涯学習センター

子ども総務課事務局：奥 雅文、尾島 早紀、高橋 奈緒

## 【議事内容】

### 1 開会

子ども総務課企画総務係長：ただいまから、2022年度 第1回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会を開会いたします。私は、子ども総務課企画総務係長の奥と申します。議事に入る前まで、司会進行を務めさせていただきます。

議事に入る前に、会議欠席の連絡をお伝えします。松井委員から所用により欠席との連絡が入っております。また、会議の運営支援として株式会社生活構造研究所が出席しています。会議の記録作成のため録音をさせていただきますが、ご了承ください。

5月19日に開催された町田市子ども・子育て会議にて、子ども条例の制定に係る諮問がありました。より掘り下げた検討を行うための、検討部会の設置も承認されました。また、部会の委員構成及び部会長に吉永委員が就任することも承認されました。

本検討部会で検討した内容は、町田市子ども・子育て会議に報告する形となります。

### ■事務連絡

子ども総務課企画総務係長：議題に入る前に事務局から会議の運営についてお伝えをいたします。会議の公開等についてですが、「町田市審議会等の会議の公開に関する条例」の第3条の規定により、原則、公開となります。しかし、審議内容によっては非公開とすることができます。

会議の途中で、傍聴の方が入退室されることがありますが、審議はそのまま続けさせていただきます。

議事要旨の確定につきましては、会議終了後に議事要旨案を事務局で作成いたします。作成されたものを当日出席された委員全員に目を通していただき、確認後に、確定することといたします。

会議で発言をする際には、まず挙手をしていただき、部会長に指名されてから発言をお願いいたします。議事要旨作成のため、発言の前には、所属は結構ですので、ご自身のお名前を述べていただいてから、発言をお願いいたします。

なお、発言の際には、台座についているボタンを押してオンにしてからお話しくだ

さい。発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押してオフの状態に戻してください。

それでは会議の公開についてですが、本日は傍聴希望の方はおりません。

次に、本日配布している資料の確認をいたします。お手元の資料をご覧ください。

## ■資料の確認

[資料1～4、参考資料1～6の確認]

## 2 委員紹介・事務局紹介

子ども総務課企画総務係長：本日は、初めての検討部会となりますので、吉永部会長より順に所属とお名前を一言ずつお願いします。

吉永部会長：本日は、皆さまお気づきのとおり、若いメンバーも参加していますので、リラックスモードで議事を進めていきたいと思います。自己紹介と合わせて、子どもの頃に好きだった遊びをお話してください。

[各委員の自己紹介]

[事務局紹介]

子ども総務課企画総務係長：ここからの進行につきましては、吉永部会長にお願いします。

## 3 議題

吉永部会長：それでは、一言申し上げてから議題に入りたいと思います。今、皆さまから子ども時代の遊びについてお話しいただきました。私が、子どもの研究を始める際に行った活動として、3世代遊び場マップの活動があります。それは同じ地域でずっと暮らしている家族がいる場合、祖父母、父母、子どもの世代、同じ環境で世代ごとに異なる遊び場をマップ上に表現することができる、とても優れた手法です。3世代のマップを並べてみると、子どもの環境が変化していることを知ることができます。おそらく町田市も大きく変化してきたのではないかと思います。

昨今の一番の変化は、子どもの数が大きく減っていることで、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、ますますその変化が大きくなっています。子どもが減っているという話になると、すぐに少子化対策という話になりがちですが、私は違うので

はないかと以前から考えています。少子化対策に取り組むほど、子どもを産み、育てることは大変だと言いつけているように感じられ、みんな子どもを産みたくなくなるのではないかと思うのです。

そうではなく、本日の会議体のように、必ずいろいろな会議に正式なメンバーとして若い世代が入り、きちんと意見が言え、それが反映される社会になっていくと、自然と子どもの数が増えていくのではないかと思います。時間がかかると思いますが、こっちが正解だといつも思っています。

以上のことから、町田市でこの条例を作っていくことは、大事な仕事だと思っています。各地の自治体で多数条例が制定されています。いろいろなデータを見ながら、町田市にしかない子ども・若者にとって、誇りや勇気、元気が出るような条例が作れたらと思っています。まだ、どのような条例がよいか、私自身も分かっていないので、皆さまと意見を交わしながら、作り上げていきたいと考えています。それでは、議題に入っていきたいと思います。

#### (1) 子どもの権利に関する条例の概要・他市状況について

吉永部会長：子どもの権利に関する条例の概要・他市状況について、事務局から説明をお願いします。

##### 〔資料1、2の説明〕

吉永部会長：ご質問やご意見がありましたらお願いします。

私から質問したいのですが、小学校、中学校、高校で子どもの権利について、聞いたことはありますか。

堀越委員：子どもセンターただONの入り口に、町田市子ども憲章の文が掲示されており、見たことはあります。

児童青少年課長：市内すべての子どもセンターで、町田市子ども憲章の掲示を行っています。

柴田委員：ボランティアなどで何度か小学校にいきましたが、子ども憲章に関することを見たことがなく、今回この会議に参加して知りました。今後、条例を作っていくこととなりますが、条例を大人だけが把握しているのではなく、子どもたちが把握できるような形にできるとよいと考えています。

事前にいただいた資料は、大人も私たち年代としても分量が多く、分厚くなってい

ました。なるべく、小学校低学年あるいは幼稚園児でも理解できる、イラストを多く挿入した幼稚園児向け、小学校低学年向けといった形に作り替えていけるような条例を作っていければよいと思いました。

吉永部会長：現状、町田市子ども憲章を分かりやすくしたものはありますか。

児童青少年課長：先ほど申し上げたとおり、施設での掲示を行っています。また、町田市子ども憲章についての配布用のカードを作成しています。現在、定期的に配布できていなく、市内のすべての子どもに周知を行う流れは整っていない状況です。

配布カードの内容は、すべての子どもが理解できるような内容にはなっていませんが、中高生ぐらいだと理解できる内容となっています。

渡邊委員：武蔵野市の条例では、全面に多様性ということが書いてありました。町田市でも条例を作っていく中で、LGBTQ等を取り入れていくことになるのでしょうか。

子ども総務課長：必ずこの内容を盛り込むというものは、現時点ではございません。子どもの権利がそもそも知られていないことの懸念を抱いていますので、理解しやすいものにしたいと意識しています。

叶内委員：資料2の要素を見ると、子どもの意見表明・参加の中の子ども会議の項目、取組の主体の大人の役割・責務、子どもの役割・責務の丸が少なくなっています。それなのに、項目としてあげているということは、町田市として問題意識を持っていて、子どもの意見表明・参加のために子ども会議が必要と考えているのでしょうか。あるいは、他市がやっていないことまで考えているのでしょうか。

子ども総務課長：資料2であげた項目は、条例に入れる項目を意識してあげているわけではありません。子どもの意見表明・参加に関して、町田市では行政評価や決算評価において、若者に参画いただいています。皆さまの中で項目や市の施策との兼ね合いをご理解いただきながら、条例案の考えを練りあげていただきたいと思います。

吉永部会長：今後、条例をこうしていきましょうと呼びかけていく必要が、議論の場面によってはあるかもしれません。

吉川委員：子どもに基本的な権利があることを、子ども自身が知らない、教えてもらっていないことが問題だと思います。子ども自身に権利があり、それを守りたいということを条文として、条例の中でしっかり位置付けていくことが必要だと思います。資料2を拝見していたのですが、多摩市の条例の対象は、おおむね30歳代までと

若者も入れており、先進的だと思いました。児童福祉分野では18歳以降も、継続的に支援を行う方向で児童福祉法の改正が議論されています。そういった動向を踏まえて、条例の対象を広げていくこともあるのではないかと思います。

吉永部会長：多摩市の条例は、条例名も詳しく規定されています。

子ども総務課長：多摩市の条例は、今年の4月に制定されたということで、条例内容についても確認しています。若者計画まで網羅した条例で、子どもの権利に特化した他自治体の条例よりも捉え方が広く、ユニークなものとして認識しています。

町田市で制定を考えている条例は、子どもの権利を知らないというベーシックな観点から検討を始めたものなので、対象を若者まで広げることは今のところ想定していません。

菅野委員：子どもに分かりやすい表現になっていることは、とても大事なことだと思います。子ども自身が、自分ごととして考えられるように翻訳していくことも大事だと思います。

子どもの権利条約について、子ども自身が子どもの言葉で翻訳した書籍が出版されています。

吉永部会長：柴田委員からも、子どもたちが小さい時から分かるような表現という指摘もいただきました。子どもの権利については、小学生から上の年代向けの解説本はあると思いますが、乳幼児向けはないかもしれません。どのように乳幼児向けに伝えていくかということでは、フランスでは、未就学児の子どもへの権利の教育を行っており、できないはずはないと思います。

福田委員：先日の町田市子ども・子育て会議でも、あがったように周知することが大事ではないか、子どもが声をあげた時に、声が届くようにした方がよいという意見がありました。

条例を作る機会なので、学校に子どもの権利についてのプリントを配布し、子どもに権利があることを子ども自身に知ってもらったうえで、アンケートに回答してもらおう等、周知の方法を考えていただきたいと思います。

また、町田市子ども憲章は子どもの意見をもとに作ったとのことですが、町田市子ども憲章を本筋として、条例の検討を行うという考えはあるのでしょうか。

子ども総務課長：町田市子ども憲章は、策定のプロセスの中で、子どもたち自身が、自分たちの意見を強く反映し、自分たちの言葉で作りたいという経緯があったと聞いて

います。

一方で、この条例については、資料2の項目のように、子ども自身だけでなく、社会、自治体、大人等が何をできるか、していくのかという視点があります。アプローチの仕方はいろいろあると思います。

吉永部会長：福田委員のご意見は、資料2の推進の仕組みに関係してくると思います。条例ができた後、どのように普及していくか、多くの人に理解してもらうかのステップも含めて、条例作りを行っていくことになるので、大切な視点だと思います。

## (2) 検討スケジュール・検討事項の確認について

吉永部会長：検討スケジュール・検討事項の確認について、事務局から説明をお願いします。

[資料3の説明]

吉永会長：スケジュールについて、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

来年度の検討部会の開催が3回ということは、会議体としては検討部会を8回開催するということになります。パブリックコメントの実施は来年の7月でしょうか。

子ども総務課長：パブリックコメントの実施は、来年の6月下旬から7月を予定しています。

叶内委員：広く意見を募るパブリックコメントについてご質問します。パブリックコメントを実施すると、大人の方から意見をいただくことが多いですが、今回は子どもにやさしいまち条例なので、広く子どもから意見をいただくための工夫は何か考えているでしょうか。

子ども総務課長：子どもから意見をいただく工夫については、手法も含めて、いろいろとご意見をいただきながら検討していきたいと思います。アンケート・ヒアリングも含めて、子どもに対して条例の検討を行っていることを周知しながら、意見集約の機会を検討していきたいと思っています。

## (3) アンケート・ヒアリングについて

吉永部会長：アンケート・ヒアリングについて、事務局から説明をお願いします。

[資料4の説明]

吉永会長：アンケート・ヒアリングの実施方法について、ご質問やご意見がありましたら

お願いします。

柴田委員：ヒアリングは、どのような方を対象に行うのでしょうか。

子ども総務課長：対象は、現時点では決まっていません。会議の中で委員の皆さまからご意見を伺いながら検討していきます。今のところ、子どもセンターで行う「若者が市長と語る会」等で、子どもの意見を聞く機会を捉えていきたいと考えています。大人に向けてもヒアリングは必要だと考えていますので、アンケート以外でお尋ねしたいこと、ヒアリングの対象、手法の考え方のご意見を伺いながら検討したいと考えています。

柴田委員：小・中学校の児童生徒、高校の学生にアンケートを行うのであれば、その保護者にアンケート・ヒアリングを実施してはどうでしょうか。また、18歳以上の市民の調査は、18歳以上の市民すべてから無作為抽出を行う形になるのでしょうか。

子ども総務課長：今検討している方法は、18歳以上の市民から無作為抽出することを考えています。

柴田委員：子どもにやさしいまち条例ということで、保護者や教育関係に関わってくる問題があると思います。アンケート・ヒアリングを実施する際に、子どもの保護者あるいは、教育関係に就職したいと考えている学生等にも聞くことで、何かしら意見や思い、案が出てくると思います。

調査概要案では、子どもの対象は高校生までとなっています。高校生は当事者であるため、自身のこと客観的にはわからない部分があると思います。そこで、教育関係の学生であれば、学生の時にこうだったら良かった、嫌なことがあっても権利があることが知っておきたかったという思いが出てくると思います。

調査3の対象を無作為で選ぶ場合、普段、まったく子どもと関わりがない方、お子さんがいない方等、子どもについて意識していない方からの意見も多くなると思います。そうになると、子どもを中心に考えるという場面で、無作為抽出は相応しくないのではないかと思います。

子ども総務課長：貴重なご意見をありがとうございます。条例案を作成するうえで、条例の項目を想定しながらアンケート・ヒアリング対象を決めるのがよいのか、広く一般に対して、子どもの権利を知っているかどうかを聞くのがよいかなどを含めて、考える必要があると思います。また、アンケート・ヒアリングの結果をどのように条

例に活かしていくのがよいのかも考える必要がありますので、いろいろなご意見をいただければと思います。

吉永部会長：子どもの権利のことをまったく知らない人たちの考えを知るためにも、無作為抽出は必要かもしれません。

菅野委員：ヒアリングの対象について、学校を通じてアンケートを配布するのは大事だと思いますが、学校に通えていない子どももいます。学校に通えていない子どもや外国籍の子ども、性的マイノリティの子ども、障がいの子どもの等も網羅してヒアリングできるとよいと思いました。

子ども総務課長：ヒアリングの対象を広くすることはできますが、目的や結果から対象を考える等、ご意見を整理し、参考にしながらヒアリング対象や機会を考えていきたいと思います。

吉永部会長：多様な子どもたちの話が出ましたが、事務局で日頃、子どもたちに接している方はいませんか。外国籍の子どもの支援は、子ども家庭支援センターでしょうか。そこでヒアリングはできそうでしょうか。

子ども家庭支援センター長：子ども家庭支援センターは調整機関ですが、相談があった際は、関係各課につないでうまく生活ができるように支援を行っています。子ども家庭支援センターで長期的に支援をしている方、単発で支援をしている方といった信頼関係の問題があるので、状況を見ないと判断しかねます。

吉永部会長：フリースクール等があるので、不登校のお子さんにはヒアリングを行えると思いますが、直接、多様な子どもたちにできない場合は、誰に代弁してもらうかも考えていく必要があると思います。

堀越委員に伺いたいのですが、子どもセンターでヒアリングを行うことはできそうでしょうか。関心がない人に関心を持ってもらうきっかけとなる機会になると思うのですが、どのような方法だとヒアリングができそうでしょうか。

堀越委員：ヒアリングはできると思いますが、こういったことに関心や興味がある人でないとできないと思います。ヒアリングや学校で紙またはWEBで回答してもらうことだけでなく、子どもたち同士で条例についてどう思うかのグループワークを実施すれば、一人では考えられないことも考えることができると思います。また、いろいろな考えが広がっていくと思うので、グループワークをすると関心を持ったり、調べたりする人が増えるのではないかと思います。

吉永部会長：グループワークを子どもセンターで行うのは、できそうでしょうか。

児童青少年課長：条例の制定にあたって、子どもセンターで子どもの4つの権利に対してシールを貼ってもらう等、子どもが興味を持てるような方法を検討しています。

また、グループワークのご意見もいただいたので、子どもセンターの条例制定の取組の中で検討させていただきたいと思います。

堀越委員：紙とペンではなく、シールを使ってということであれば、堅いイメージもないので、子どももやりやすいと思います。

吉川委員：アンケートに関して、学校に通えている元気な子を対象者とするのではなく、通えていない子どもにこそ、光を当ててほしいと思います。学校に通えている子はアンケートを受け取れて、通えていない子は、アンケートを目にしていないというのは、とても悲しいと思います。部会長よりお話があったフリースクール、子ども食堂等、学校に通っていない子が来ている可能性がある子ども・若者の場所に置かせていただくだけでも違うと思うので、何かしらの工夫をしていただければと思います。

子ども総務課長：アンケートとヒアリングのバランスの取り方も含めて、ご意見を参考にしながら、考えていきたいと思います。

吉永部会長：町田市には冒険遊び場もあります。そういったところでもヒアリングを計画してほしいと思いますし、さがまち学生C l u bでもヒアリングをしてもらえないでしょうか。

柴田委員：さがまち学生C l u bは、基本的に大学生が所属している団体なので、ヒアリングをすることはできると思います。ただし、美術系の学生が多く、子どもと関わる学生が少ないため、そこをどう考えるかだと思います。幅広く意見を取りたいということであれば、ヒアリングを実施するのはよいと思いますし、いろいろな大学の教育学部の学生にお願いするのもよいと思います。

子ども総務課長：実施期間の問題もありますので、効果的なやり方についてもご検討いただければと思います。

叶内委員：アンケートを実施すると、その結果に目を引かれがちになりますが、自身がヤングケアラーだったり、虐待を受けていることをわかっていない子がいるという背景の中で、アンケート結果の活用にあたっては、回答していただいた方の傾向という注意書きを入れたうえで、活用するという手法を、取っていただきたいと思いま

した。

子ども総務課長：ご意見を参考にさせていただきます。

渡邊委員：アンケートについて、調査概要を見ると小・中学生で1,000人となっています。学校単位または学年単位でお願いするのでしょうか。学校単位であれば、小・中学生は2～3校、高校は1～2校となると思います。コストや期間の問題もありますが、町田市は広いので地域性が出ないよう、幅広く意見を取るようにしていただければと思います。

子ども総務課長：傾向等、結果から捉えたい部分もありますので、ご意見を参考にさせていただきます。

柴田委員：調査方法について、コストや期間の問題もあると思いますが、学校に通っていない子どもの意見の集約方法として、SNSを活用することがすごく効果的だと感じています。今は、小学生から高校生までスマートフォンを持っており、SNSに関わりを持っている子が多くいて、学校に通えていない子どもこそ、SNSを活用しているイメージがあります。SNSを活用するメリットとして、URLを貼るだけである程度の回答が集まります。デメリットとしては、本当に子どもなのかどうか、市外の子どもの意見も入るということもありえます。渡邊委員がおっしゃっていた地域の問題は、SNSを活用するとなくなるのではないかと思います。また、運営方法については、大学での調査でも活用しており、難しくないので、ぜひ検討していただきたいと思います。

子ども総務課長：ベーシックなアンケートについては、調査概要で提示させていただいた内容で検討していますが、それ以外の意見の集約方法として参考にさせていただきたいと思います。

吉永部会長：SNSでアンケートと同じ内容の調査を行うと、わからない部分が出てくると思いますが、意見集約の方法の一つとして実施するのはよいと思います。

ただ、調査を実施する側が、SNSでの調査がわからないところもあるので、柴田委員、堀越委員等、若い方からの協力をいただければと思います。

柴田委員：協力できることがあれば、協力させていただきたいと思います。

菅野委員：対象について、虐待を受けている子どもについての意見がありましたが、養護施設にいる子どもたちも権利があるということで大事だと思います。養護施設の子どもたちも対象として加えていただければと思います。

吉永部会長：児童養護施設は、町田市内に何か所ありますか。また、ヒアリングを行うのは可能でしょうか。

子ども家庭支援センター長：養護施設は市内に3か所あり、乳児院が1か所、児童養護施設が2か所となっています。ヒアリングは、関わりが薄い施設もありますが、状況によっては検討部会でのお話を持って検討していきたいと思います。

子ども総務課長：対象についてご意見をいただき、ありがとうございます。ヒアリングでいただいた意見を集約したものを、どのように条例の検討に活かしていくかというところから、またご議論いただければと思います。

吉永部会長：子どもセンターと養護施設でまったく結果が違うとなると、それを現実として受け止めないと行けないと思いますが、養護施設でシールを使った調査を行うのは難しいでしょうか。

子ども家庭支援センター長：この場でのご回答は難しいです。

吉永部会長：アンケート・ヒアリングについて、対象や方法等、様々なご意見をいただきましたが、その他にご意見はよろしいでしょうか。アンケート・ヒアリングの中身については、次回以降に案が出てきてから検討ができればと思います。

#### 4 その他

吉永部会長：その他として皆さまから何かございますか。なければ、以上で本日の議事を終了します。進行を事務局にお返しします。

#### 5 閉会

子ども総務課企画総務係長：皆さま、ありがとうございました。たくさんのご意見をいただきましたので、事務局においても検討を行っていききたいと思います。

次回の会議は、7月上旬を予定しています。日程は決まり次第、事務局よりお知らせさせていただきます。以上をもちまして、2022年度第1回（仮称）子どもにやさしいまち条例検討部会を閉会いたします。ありがとうございました。